

# 平成 31 年度 軽自動車税について

## 税額について

- ①旧税率 平成 27 年 3 月 31 日までに取得された車両
- ②新税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初(新車)の新規検査を受ける車両
- ③重課税率 最初(新車)の新規検査から 13 年度を経過した車両

車種		税額(年額)			
		①旧税率	②新税率	③重課税率	
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
軽四輪以上	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円

## 軽減税率について

平成 30 年度中に最初(新車)の新規検査を受けた軽自動車(三輪以上)で、環境負荷の小さいものについては、「軽自動車税のグリーン化特例」により、軽減税率が次のとおり適用されます。

### ④ 75%軽減税率適用

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス軽自動車(平成 30 年排出ガス規制適合または平成 21 年排出ガス 10%低減達成)

### ⑤ 50%軽減税率適用

**乗用** 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、または、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成、かつ平成 32 年度燃費基準 + 30%達成車

**貨物** 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、または、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成、かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車

### ⑥ 25%軽減税率適用

**乗用** 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、または、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成、かつ平成 32 年度燃費基準 + 10%達成車

**貨物** 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、または、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成、かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 軽減税率適用後の年税額

車種		税額(年額)			
		④ 75%軽減	⑤ 50%軽減	⑥ 25%軽減	
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
軽四輪以上	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円

## 自身で所有しない場合は手続きを

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者等に課されます。4 月 2 日以後に廃車された場合の月割減額制度はありません。

原動機付自転車や軽自動車等を廃棄したり、友達に譲ったりなど、**自身で所有しなくなったら、廃車や名義変更の申告が必要です。**

手続きを忘れていると課税されますので、3 月 31 日までに必要な手続きをしてください。

## 軽自動車税の減免申請

次の①か②に該当する軽自動車などについては、納期限までに申請すると軽自動車税が減免されます。

なお、減免は普通車を含め 1 人 1 台に限りです。

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車等(一定要件については、税務課へお問い合わせください)

②その構造が専ら障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

## 必要書類

障害者手帳など、マイナンバーカード、免許証、印鑑、納税通知書

園税務課 課税係 ☎ 286-3380